文教・子ども委員会資料
令和４年１０月１２日
教育委員会事務局学校運営課

# 訴訟事件の発生について

１　訴訟事件名等
（１）事　件　名　自己情報不開示決定取消等請求事件
（２）原　　告　区外在住　Ｘ氏
（３）被　　告　目黒区（被告代表者及び処分行政庁　目黒区教育委員会）
（４）裁　判　所　東京地方裁判所民事第３部
（５）訴状到達日　令和４年９月１５日

２　請求の趣旨の概要
（１）処分行政庁が原告に対して行った自己情報不開示決定を取り消す。
（２）処分行政庁は、目黒区内の小学校に原告の子が通学就学している事実の有無を原告に開示する。
（３）処分行政庁は、上記（２）の事実が存在する場合、その小学校の名称、原告の子の学籍番号及び所属クラス並びに当該小学校の今後の学事予定を、原告に対し開示する。
（４）訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決を求める。

３　請求の原因の要旨
（１）原告は、原告の子の小学校の在籍確認、小学校の名称、学籍番号、所属クラスについて、目黒区個人情報保護条例に基づき、処分行政庁に対し自己情報開示請求をした。原告は、原告の子の法定代理人である。
（２）処分行政庁は、「子の利益に反する恐れがある」として不開示決定を行ったが、未成年者の利益に反するか否かが不明である場合には、開示が義務付けられ、本件処分は違法である。
（３）処分の理由について、子の利益に反する恐れがある事実とは、そう思うと感じた程度の根拠しかなく、事実を認定し、条例に当てはめて判断するという過程を骨抜きにし、単なる印象で「恐れがある」などと認定すること自体が、違法不当な判断である。

４　区の対応
特別区人事・厚生事務組合と協議の上、対応する。

以　　上